

# 健康保険被扶養者確認届

※健保記入欄

1次確認	2次確認	担当者

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

## ◆被保険者

記号－番号	－	氏名	
-------	---	----	--

配偶者の有無 (該当する方に○)	有 ・ 無
---------------------	-------

必ずどちらかを記入してください

## ◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入			すでに扶養からはずれている場合に記入	
				住居について	月平均収入額	職業	扶養をはずれた日	扶養をはずれた理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居                 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他                 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居                 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他                 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居                 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他                 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居                 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他                 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居                 { <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> その他                 }	円		平成 令和	年 月 日 理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

事業所所在地	〒 ー
事業所名称	
事業主氏名	

**状況により添付書類が必要となります**  
裏面の《必要な添付書類》をご確認ください。

### 保険証を添付

事業所所在地・名称、事業主氏名をご記載のうえ、一緒に提出

受付日付印

※扶養削除する場合、ご記載ください。

《 必要な添付書類 》

対象者	添付書類
子・配偶者	●被保険者と別居している場合 →送金証明（直近3ヶ月分） ※「単身赴任」による別居の場合には不要です ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
兄・弟・姉・妹・孫 父母・祖父母	●被保険者と別居している場合 →送金証明（直近3ヶ月分）、住民票（世帯全員記載） ●別居先に同居人がいる場合 →同居人の令和3年度所得証明書（課税証明書） ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
義父母・おじ・おば・ 甥・姪・義兄弟姉妹 （同居が条件）	●いずれの場合も必須 →住民票（世帯全員記載） ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
削除に該当（全ての続柄共通）	保険証（対象の被扶養者分）

※添付書類はお返しできませんので、必要な場合はコピーを提出してください。

※個人番号（マイナンバー）を使用して所得情報を確認させていただいております。当組合に個人番号（マイナンバー）の登録がない等、一部対象者の方は所得証明書の提出をお願いする場合があります。

※所得証明書（課税証明書）が発行されない場合は、「非課税証明書」を添付してください。

※添付書類は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

《 被扶養者の基準 》

	継続して加入できる人
収入基準	・年収130万円（月収10万8,334円）未満 ※60歳以上または障害年金受給者は、年収180万円（月収15万円）未満 ・被保険者の収入の2分の1未満 ※別居の場合は、被保険者からの送金金額未満
資格	・他の健康保険に加入していない
その他	・被保険者の収入により、生計を維持されている ・夫婦共に収入がある場合、被保険者の方が収入が高いこと（対象者の続柄が子の場合） ※夫婦共同扶養の考え方は「被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入の見込んだもの）が多い方の被扶養者とする。（令和3年4月30日・保保発0430第2号・保国発0430第1号）」とされています。 ・日本国内に住所を有している または、海外に住所を有するが「例外要件に該当」している ※例外要件については、当組合のホームページをご確認ください

★『収入』の考え方

収入に含まれるものは、「給与収入」「営業所得」「年金収入」「不動産収入」「株式の配当所得」など、継続して得られる収入すべてです。